平成２５年（フ）第２６７７号
大阪市生野区田島１丁目15番16号　マンショングレース303
債務者　東　めぐみ（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７０９号
大阪市西成区出城３丁目１番１―104号
債務者　濵口　綾香
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７４８号
大阪市旭区今市１丁目１番４―407号
債務者　中原　実吉
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８６８号
大阪市東淀川区上新庄２丁目７番35号　ウエハラハイツ303号
債務者　濵田　敏幸
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９１１号
大阪市平野区喜連西１丁目３番３―707号
債務者　馬場　郁子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２０号
大阪府吹田市江坂町１丁目12番55―604号
債務者　宮本美代子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２５号
大阪府東大阪市横枕９番14号
債務者　新好商店こと　小川　好則
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２８５２号
札幌市豊平区豊平３条８丁目１番26号
破産者　大星建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７号
北海道江別市大麻新町22番地の14
破産者　有限会社マルシンフード
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６５号
札幌市北区北23条西14丁目５番地９
破産者　株式会社ＤＣＴ
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７６号
岩手県下閉伊郡山田町八幡町９番25号
破産者　有限会社阿部建設
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５１２号
宮城県塩竈市本町12番13号
破産者　株式会社海老鉄工所
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
栃木県大田原市薄葉1998番地227
破産者　茂岡　恒夫
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２１０号
愛知県尾張旭市北本地ケ原町２丁目157番地１
破産者　有限会社レイトマジョリティ
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８号
三重県松阪市郷津町26番地１　エスポワールＭⅡ　１―Ｅ
破産者　川口　正明
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第６９４３号
大阪市北区豊崎２丁目２番５号
破産者　株式会社サロンテリア
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７００８号
大阪府東大阪市友井２丁目34番９号
破産者　有限会社フジケン
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８８号
大阪市西区阿波座１―11―８
破産者　株式会社フューチャーウェブ
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２７０号
大阪府枚方市北船橋町63番地４
破産者　有限会社奥村装飾
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３２号
大阪市中央区内平野町１丁目２―10　ＫＧブライトンビル６Ｆ
破産者　有限会社ネクストネット
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部